

無料

定額減税 実務セミナーのお知らせ

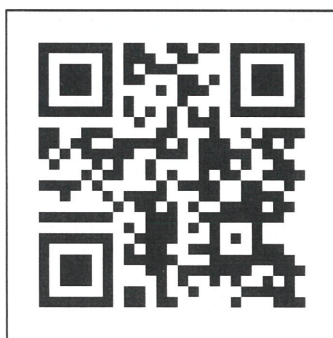
「定額減税」の実施決定により、2024年6月以降に支払われる給与から、所得税と住民税が軽減されることになりました。その計算は、会社や事業主である皆様が行うこととされています。そこで、対応が迫った定額減税について、制度と実務のポイントについてのセミナーを実施いたします。給与計算担当者の皆様におかれましては、制度を理解していただき、実務対策を進めていただければと存じます。

< セミナー日程 >

- 開催日時：2024年5月10日（金） 第1部 10：00～11：00
- 開催場所：碧南市商工会議所 第2部 14：00～15：00
- 開催日時：2024年5月20日（月） 午前の部のみ 10：00～11：00
- 開催場所：錦パークビル（新名古屋オフィス）
※セミナー後、弊社の新名古屋オフィスの内覧会を実施します
- 講師：税理士法人felicia副代表 永田 千香（税理士）
顧客パートナー部 部長 近藤 達志

定額減税特設ページよりお申込みください

↓↓↓お申し込みはこちら↓↓↓



各セミナー定員がございます。ご出席いただけない方向けに、動画配信も行っております。チャットワーク「FELIXグループ総合案内」にて告知を行いますので、ご登録されていない方は登録をお願いします。



国内利用者数No.1ビジネスチャット

チャットワークに登録していないお客様には、招待メールをお送りいたします。お気軽に担当者にお申し付けください。

- 定額減税制度に関して、追加のご料金をお客様にご請求することはありません。
- 月次減税事務に関しまして、責任をもって税務処理を行うことが困難であるため、計算の代行や確認等の対応は行っておりません。年末調整の際に調整させていただきますので、月次減税事務はお客様ご自身で行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- 給与計算代行を承っておりますお客様につきましては、当方にて月次減税事務を処理させていただきます。

税理士法人felicia／社会保険労務士法人felicia／行政書士法人felicia
株式会社ビジネスアカデミー／株式会社FELIX

